千葉科学大学動物実験施設および共同実験施設利用指針

1. 施設利用の心得

(1) 利用の心得

千葉科学大学動物実験施設および共同実験施設を利用して動物を飼育し、実験をする者は、千葉科学大学動物実験規程および本利用の心得を遵守する。

- 1) 動物実験は、科学的かつ倫理的に行うよう努める。
- 2) 精度の高い実験結果を得るため、実験動物は良好な環境で飼育するよう努める。
- 3) 実験動物には常に愛情をもって接し、いたずらに恐怖心を起こさせるような取扱いをしない。
- 4) 清潔保持、整理・整頓、安全の確保および逃走防止に努める。
- 5) 有害物質・病原微生物などに汚染された、またはその可能性のある動物あるいは実験材料 (例えば細胞や移植腫瘍など)を持ち込むときには、施設管理者(実験動物管理者)の許可を得てから行う。
- 6) 共同施設であることを認識し、他の利用者に迷惑のかからないよう努める。
- 7) 施設内での飲食等は、一切これを禁止する。
- 8) 施設管理者の許可なしに利用者登録のない人を伴って入館してはならない。見学者あるいは学外共同研究者を伴いたい場合、必ず事前に施設管理者に相談する。
- 9) 不明な点があれば勝手な判断をせずに、必ず施設管理者と協議の上で行う。

2. 施設利用方法

(1) 施設の利用者

施設利用の有資格者は次の者とする。

- 1) 千葉科学大学の教職員、大学院生、研究生ならびに学部生(原則として研究室に配属済みの学生)。
- 2) その他、動物実験委員会が必要と認めた者。

(2) 教育訓練と利用者登録

施設利用希望者は、千葉科学大学動物実験教育訓練(年間数回実施)を受講し、さらに利用する各施設での実地訓練受講後、各施設の施設管理者から動物実験施設運営委員会事務局に通知することによって利用者登録が完了する。利用者登録された者を、以下「利用者」という。

- 1) 動物実験施設の利用者は、利用者登録終了後、千葉科学大学カードキー設定申請書を別途 所定の部署に提出して、入館手続きを行う。手続き完了後にIDカードキーが設定され、施設へ の出入りが可能となる。
- 2) 共同実験施設の利用者は、入館時のキーボックスの暗証番号を通知されることで施設への出入りが可能となる。
- 3) 利用者は固有の教育訓練受講番号を個人ごとに付与することにより管理する。 *教育訓練受講番号:6ヶ夕の数字の先頭に実地訓練を受講した区域を示すアルファベット (千葉科学大学動物実験施設一般飼育区域はA, SPF飼育区域はS、共同実験施設マウス/ラッ

ト飼育室はC、イヌ飼育室はD、隔離実験室はE)を追加する。

(3) 施設の利用

利用者は、千葉科学大学動物実験規程に基づき、あらかじめ動物実験計画書を動物実験委員会に提出し、承認を得ておかなければならない。

- 1) 利用者は動物発注前または譲渡を受ける前に、飼養担当者に飼育スペース、器材などの確認を行ったうえで実験動物飼育依頼書(様式A)をそれぞれの施設管理者に提出する必要がある。施設管理者は、当該依頼書を確認し受入れを許可する。許可がおりる前に発注・譲渡された動物は受け入れない。
- 2) 飼育中の動物の飼育状況に変更(実験動物の搬出、死亡、譲渡、購入、離乳など)がある場合は、動物飼育週間観察報告書(様式B)に記録する必要がある。
- 3) 施設利用に当たり、不明な点は事前に各施設の施設管理者と連絡を取り、明らかにしておく。
- 4) 不適切な行為が認められた場合は、動物実験施設運営委員会の判断により、当該利用者が関わる動物実験計画書の実験責任者および実験実施者による施設の利用を禁止することがある。

(4) 利用手順

施設の利用にあたっては、実地訓練において利用説明を受け、千葉科学大学動物実験施設利用の 手引きおよび共同実験施設利用の手引きに従う。

3. 施設の管理

(1) 施設管理者

千葉科学大学動物実験施設および共同実験施設の施設管理者は動物実験施設運営委員会委員の中から学長により任命される。

(2) 運営記録の保管

施設管理者のもと、施設利用状況および施設内環境を管理し、その記録を保管する。施設管理者が保管する記録は以下のものがある。

- ①実験動物飼育依頼書(様式A)
- ②動物飼育週間観察報告書(様式B)
- ③飼育環境に関する記録(飼育室温湿度記録、微生物モニタリング記録)
- ④各種設備のメンテナンス記録
- ⑤施設入退室者記録

令和2年6月版

様式A

実験動物飼育依頼書

						依頼日:	令和	年	月	日
依頼者(実験責任者)					印	連絡先				
実験実施者						緊急連絡的	ŧ			
研究課題						承認番号	(審査受付 番号)			
実験概要		感染実験	ŧ	腫瘍関連		疑病動物		有害物質	質の使用	用
(該当する場合はOを 付けてください.)		遺伝子改	変動物の使用	用						
飼育施設 どちらかに〇	大学作	古属動物 到	実験施設(作	付属棟)		共同実	験施設(5号館)		
飼育動物	種			系統			週令			
	우 :		匹	♂:		匹	使用ケー	ジ数:		
飼育動物数および 飼育条件	ケーシ	ジ当たりの	飼育数	♂:		匹	우 :			匹
2313811	特殊飼	料•飲水0	の使用等	有() •	無
入手日	令和	年	月	日	生産	業者				
希望飼育区域•室	大学付属	動物実験が	施設(付属棟	夏): 一般	设飼育区域	• SPF館	同育区域			
いずれかに〇	共同実験が	施設(5号	棟): マウス	K飼育室 ·	ラット飼育	室 • 隔离	推飼育室			
飼育期間	令和	年	月	日	~ 令和	年		月		日
再搬入·繁殖予定 (理由)	再排	般入	有·	無)	繁 殖 (有・	#	
備考						•				

飼育承認

①申請者作成 ⇒② (飼養担当者への確認) ⇒③施設管理者承認 ⇒⑤飼養担当者に提出

様式B

動物飼育週間報告書

合性

併

田

実験責任者:

【飼育室】

大学付属動物実験施設(付属棟): 一般飼育区域 · SPF飼育区域

共同実験施設(5号棟): マウス飼育室・ ラット飼育室・ 中動物飼育室・ 隔離飼育室

マウス・ ラット・ その街 (

											圓間報告 ⁷⁾	週間
		4. 坂田 3. 四ペの張成 6. 冉飯人 / 入十 6. 離光 9. その街()			+0		+0		+0		П	
		死亡 2. 安楽死処分(施設内) 3. 搬出後安楽: tan 14) F 4. 6 音楽 6 〒橋 7 7 7 1 1 1 5)			٥ _١		ď		٥'n		0	
		4. 版日 3. 同への議成 6. 中版へ / 八十 8. 雁孔 9. その右()			+0		+0		+0		F	
		死亡 2. 安楽死処分(施設内) 3. 搬出後安楽 ****・***・**・**・**・**・***・***・***・***・*			٩		٥ _ا		٥ _ا		+	
		4. 版日 3. 同への職成 6. 中版へ / 人十 6. 雁形 9. その右()			+0		+0		+0		Ħ	
		死亡 2. 安楽死処分(施設内) 3. 搬出後安楽 ************************************			٥ _ا		٥٦		ď		Þ	
		4. 版日 3. 他への縁及 6. 冉版へ / 八十 6. 離孔 9. その他()			+0		4		+0		÷	
		死亡 2. 安楽死処分(施設内) 3. 搬出後安淳 いい4) 5. いって (では、 7. 1 × 5)			Q		٥J		٥ _٦		+	
		4. 振口 3. 恒への議及 6. 冉振入 / 八十 8. 離孔 9. その他()			40		4		4		÷	
		死亡 2. 安楽死処分(施設内) 3. 搬出後安楽wu4) 5. 4. 4. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5.			٥ _ا		ď		٥'n		\	
		4. 坂田 3. 13~20歳成 6. 中版へ / 人十 6. 雁光 9. その右()			+0		4		4		>	
		死亡 2. 安楽死処分(施設内) 3. 搬出後安楽 たい4) 「4. 今 ※ は 6 また。 1 1 1 5 5			٥		٥J		٥'n		-	
		4. 叛日 3. 恒への議及 6. 冉叛人 / 人十 8. 離孔 9. その他()			4		4		4		נ	
		死亡 2. 安楽死処分(施設内) 3. 搬出後安楽 いい4) 5. ルトの議議 6. まね、7.7 1 ±5)			٥ _ا		٥٦		٥'n		11	
実験責任者 ³⁾	担当者	搬入·搬出記録 ²⁾	(1) 給水瓶 (2) 交換 ¹⁾	飼育作業時間 給餌 ¹⁾	性飼育	在室数	牵	搬出数	牵	搬入数	羅田	ш

¹⁾ 作業した項目に「レ」を入れる。

施設管理者 飼育承認

²⁾ 搬入・搬出があった場合のみ記録し、譲渡の場合は譲渡先または譲渡元を、その他の場合は理由を明記する。

³⁾ 搬入・搬出があった場合、確認し、押印又は署名する。

入荷、他からの譲渡など。 搬出後安楽死処分を行わず、後に再搬入する場合。

離乳済動物の追加。

 $^{^{7)}}$ 特記事項又は引継ぎ事項がある場合のみ記載する。